

# くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業費 (食体験受入体制整備事業) 補助金 公募要領

## 1 事業の概要

熊本県では、平成25年3月に「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、県南地域（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）の豊富な農林畜水産物を活かし、食関連の研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」を形成することにより地域活性化を目指しています。

本事業では、燃油・資材価格高騰の影響を受けている、くまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を緊急的に支援するため、観光農園や農業体験等の実施に意欲のある県南地域の食関連事業者や生産者等の掘り起こし及び食体験コンテンツの磨き上げを行うことで、県南地域への誘客増加につなげ、会員の収益改善を図ることを目的としています。

## 2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者（※共同申請可）
- (2) 補助率 定額（上限3,400千円/者）
- (3) 採択者 1事業者

## 3 補助対象事業

- (1) 観光農園等に取り組む意向のある県南事業者の掘り起こし及び課題の分析等に要する経費

○観光農園や農業体験等に取り組みたい県南事業者の情報収集を行い、掘り起こしを行うとともに、実施に向けた課題について整理を行う。

### 【対象要件】

- ・観光農園や農業体験等に取り組みたい県南地域の事業者の掘り起こしに係る経費
- ・観光農園や農業体験等の実施に向けた課題の分析に係る経費
- ・その他、本事業に必要なであると認められる経費

- (2) 観光農園等に取り組む意向のある県南事業者に向けたセミナー開催及び先進地視察に要する経費

○観光農園や農業体験等の実施に向け、受入れに必要な知識の習得に係るセミナーを開催するとともに、既に観光農園等を実施している事業者への視察研修を実施し、受入れにおけるノウハウを学ぶための支援を行う。

### 【対象要件】

- ・セミナー開催に係る、会場借上げ費、機材・設備資材のレンタル費
- ・先進地視察に係るバス借上げ費

- ・セミナー講師及び視察先事業者への謝礼
- ・その他、本事業に必要であると認められる経費

(3) 個別の課題に対して助言を行う「個別セッション」に要する経費

○セミナーや先進地視察の参加者を対象に、個別に事業者を訪問して、事業者が抱える課題等のヒアリングを実施し、専門家等によるアドバイスを行うことで、課題解決に向けた支援を行う。

【対象要件】

- ・「個別セッション」の事業者選定に係る経費
- ・「個別セッション」に係る講師への謝礼
- ・その他、本事業に必要であると認められる経費

(4) モニターツアー実施に要する経費

○本事業で支援した事業者等を中心に、モデルコースを造成するとともに、造成したコースについて、モニターツアーを実施し、参加者のアンケート等を通じて、ブラッシュアップのための支援を行う。

【対象要件】

- ・本事業で支援した事業者等を中心としたモデルコース造成に係る経費
- ・モニターツアーを実施するための、募集に係る広告費、バス借上げ費、事業者への謝金
- ・モニターツアー参加者へのアンケートに係る経費
- ・事業者情報をタリフ（旅行商品カード）として取りまとめるための経費
- ・その他、本事業に必要であると認められる経費

(5) その他、食関連事業者や生産者等の掘り起こし及び食関連コンテンツの磨き上げを目的とした取組みに要する経費

※(1)～(5)の事業については、くまもと県南フードバレー推進協議会と連携して実施すること。

## 4 補助対象経費に掛かる留意事項

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

## (2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月12日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・本事業に使用したものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 5 応募方法

### (1) 提出書類（以下の書類を6部、郵送または持参にて提出してください）

- ・要望書
- ・事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・添付書類
  - ① 事業経費内訳書（別添1）
  - ② 誓約書（別添2）
  - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
  - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
  - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
  - ⑥ その他補足資料

### (2) 提出先・問い合わせ先

〒869-4201 熊本県八代市鏡町鏡村 363

熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所 フードバレー推進室

電話：0965-52-1020

E-mail: noukensougou@pref.kumamoto.lg.jp

### (3) 提出締切り

令和8年（2026年）4月30日（木）17時 ※必着

## 6 スケジュール案

1. 説明会の実施	令和8年4月14日(火) 11時 ※参加は任意です。参加を希望する場合は、5(2)の問い合わせ先に御連絡ください。
1. 事業実施計画書の提出	令和8年4月30日(木) 17時 ※必着
2. 審査	令和8年5月20日(水) (予備日: 令和8年5月21日(木)) ※個別に20分以内の事業計画内容説明を行っていただきます。計画書等を取りまとめの後、開始日時や準備物を個別にお知らせします。予備日も含めて対応できるようご準備ください。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定(採択・不採択通知)	令和8年5月下旬頃(予定)
4. 交付申請書提出	令和8年5月下旬頃(予定)
5. 交付決定(事業開始)	令和8年6月中旬頃(予定)
6. 実績報告(事業完了)	令和9年3月12日(金)まで
7. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

## 7 審査基準等

### (1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

- ◆事業の実施が可能であり、期間内に事業を円滑に遂行できるか。
- ◆県南事業者の掘り起こし及び課題の分析に期待できるか。
- ◆セミナー及び視察研修について、専門的な知識を有する講師及び事業者を選定し、実施内容が効果的なものとなっているか。
- ◆個別セッションについて、観光コンテンツとしての造成に向け、効果的なフォローアップが期待できるか。
- ◆モニターツアーについて、参加者アンケートやフィードバックの実施より、タリフ(旅行商品カード)の作成に向け、効果的な内容となっているか。
- ◆事業内容に、独自性や新規性、発展性が認められるか。
- ◆事業が終了したのちも、食関連コンテンツの造成につながる工夫があるか。
- ◆その他

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、アグリシステム総合研究所フードバレー推進室から通知いたします。

## 8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。